

財 関 第 434 号  
平成 25 年 4 月 24 日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

財務省大臣官房審議官  
兼関税局長心得 石原 一彦

### 関税法基本通達の一部改正について

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、毒物及び劇物の通関手続について、厚生労働省医薬食品局長からの依頼通知に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 25 年 6 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

関税法基本通達の一部を次のように改正する。  
別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる  
ように改める。